

00476

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十八年一月十五日

金曜日

第千三百九十九號

縣令

目次

昭和十八年一月十五日

金曜日

第千三百九十九號

縣令

◆鳥取縣令第三號

森林組合技術員設置補助規程左ノ通定ム

昭和十八年一月十五日

鳥取縣知事 土肥米之

森林組合技術員設置補助規程

第一條 森林組合ニ於ケル計畫施業ノ實施ニ從事スル技術員ノ設置ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ノ額ハ技術員俸給ノ二分ノ一以内トス

第三條 補助金ノ交付ヲ受クベキ技術員ハ左記各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルモノトス

一、甲種農業學校又ハ之ト同等以上ノ程度ノ學校ニ於テ林業ニ關スル科目ヲ履修シ之ヲ卒業シ三年以上森林施業ニ關スル

- 森林組合技術員設置補助規程 一頁
- 鳥取縣會計規則中改正 一頁
- 告示 一頁
- 出荷統制組合ニ對し出荷計畫承認 一頁
- 建築物配給統制要綱改正 一頁
- 總てを戰爭生活へ 一頁
- 藥品增産に生徒兒童の協力 一頁
- 火氣に注意せよ 一頁
- 其の他 一頁

- 森林組合技術員設置補助規程 一頁
- 鳥取縣會計規則中改正 一頁
- 告示 一頁
- 出荷統制組合ニ對し出荷計畫承認 一頁
- 建築物配給統制要綱改正 一頁
- 總てを戰爭生活へ 一頁
- 藥品增産に生徒兒童の協力 一頁
- 火氣に注意せよ 一頁
- 其の他 一頁

00483

に受けないのである。國民中なほ必死の決戦意識に不充分なるものが存在することも亦無理からぬ現象といはねばなるまい。しかしや戰の現勢はかゝる微溫的國內態勢を許さないことを全國民が自覺しなければならないのである。

◆

全國民全職域の總力結集とは何か、それは我々統後の國民一人々が戰の現段階並に將來を確認して、非常なる決意の下に前線、將兵と一緒に、個人の私的生活を擧げて國家目的に歸一し、敢然として戰捷の爲に全生活を捧ぐるにある。即ち全國民が全職域を通じて聖戰完勝に邁進しなければならないのである。

我等はこれまで自己の生活を確保する爲に農業を營み工業に勵み商業にいそしんだ。或は進んで社會公衆の利益に貢献し、延いては國益に資せんとして各々その業に精勤した。しかし今やこれらの業務に從事することは、決してかゝる個人の日常生活乃至は社會公共といった程度の微溫的生活の爲ではない。必ず敗けてはならぬ戰には非勝たんが爲に、負けたら食はねばならぬこの戰争に勝ち抜いて頑敵を擲き伏せてしまふ爲に、總力を擧げて各々その職域を通じて鬪ふのである。

今や國內の勞務は各處に不足してゐるが、これ程の大戰争を闘つてゐる我が國に、各方面に於て勞務の缺乏を生ずる（は正に當

00484

後とも）はも心を緩めてはならないのである。前線統一一体となつて各々の職域を以て敵撃滅に奮戦しなければならない。個人の生活を廢して國民としての生活へ、日本人としての難局打開への奮闘生活へと一大切替を行はねばならないのである。

◆

四面海に囲まれた我が國としては、食糧を海外に依存することは此の上もない危険である。足つても足りなくとも、我々は國內に生産するものを以て國民の生活を賄はなければならない。衣料も住居資材も悉く戰爭中はあるだけのもので辛抱しなければならない。否單にそれで辛抱するだけでなく、それを更に極力使はないで戰争への必要物資に廻して、決して戰ふ皇軍に事缺かせてはならないのである。

前年來行はれてゐる金屬類の回収を強化されるのもこの爲であり、木材薪炭の増産もこれが爲である。各種經濟統制に協力するのもこの爲であり、この一月の常會徹底事項で強調してゐる新調廢止や豚兎の増産、藥工品の増産回収やアルミ貨以外の補助貨の回収もこれが爲である。我々は今こそ日常の生活態勢を切り替へて、最低限度の標準の下に設計し生活せねばならぬ。年頭に當つて書つた「必勝の誓」の如く、勝負は正にこれからであつて、我等は飽くまで生産を増強し、總てを戰争生活に徹し、皇御民

然のことである。此の勞務缺乏を克服して戰ひ勝たんが爲には、あらゆる努力を重點的に集中して軍需その他の喫緊の要務に事缺かぬやうにせねばならぬ。そしてその爲には我々はあらゆる労働力を動員し、その力を倍加してこれを補はねばならぬ。

國債の消化も財務も今は決して自己の利殖の爲ではない。これによつて戰力を強化し、頑敵撃滅を敢行する爲である。決して私的生活を豊かにし、個人の幸福を維持し増進せんとする爲ではないのである。

近來米國が漸く反攻態勢を整へて來たことは南太平洋への引續く反撃、北部アフリカへの上陸、インド及び支那への空軍の補強、或は大島島、アリューシヤンへの來襲等によつて觀取されれたところであつて、如何に本年の戰争が重大であるか、全國民が精神を引締めて生活態勢を改めねばならぬかが思はれるのである。我等はなほ殘存せる過去の平時的心構を拂拭して、決然として戰争生活に徹底しなければならない。

我等の父兄子弟は南に北に酷熱嚴寒の下、瘴癪の中にちつて皇國完勝の爲頑敵撃滅に生命を捧げて敢戰奮闘してゐる（は等も統

の限り）、戰力を發揮して勝つて勝つて勝ち抜かねばならぬ。大東亞戰下第二の新春に當り、我等は固くこの覺悟を堅持して、個人としての生活より日本國民としての捧げる生活に徹底しなければならないのである。

×

-

-

-

薬工品増産に

昨年十二月より當三月迄

薬工品増産運動を展開中

叭・繩・薑等の藥工品は、本月の常會徹底事項にも取上げられてゐるやうに、各種物質の荷造りに是非無くてならぬものであつて、その不足は肥料や壇などの配給に困難を來たすばかりでなく、戰地への緊急物資の輸送に障害を及ぼしてその影響するところ洵に寒心に堪えものがあるのであるが、時局柄需要量は益々増大するにも拘らず、農村勞力の不足其の他の關係から全國的に生産減退の傾向著しく、その均衡を失すことゝもなつてこれが増産は刻下の急務となつてゐるのである。

依つて本縣では農林省指導の下に去る十二月一日から本年三月末日までを以て藁工品増産運動を展開し、遊休の製糸機や製繩機等を皆無ならしめると共に原料藁の確保に努めてその増産に邁進し、又産業組合商業組合等を通じてこれら藁工品の回収に活躍してゐるのであつて、その町村増産數量については夫々既に割當を行つて増産確保に努めてゐるのである。

しかしこれについては一面青年學校及び國民學校の生徒兒童の奉仕的援助に依つことが極めて多いと思はれるので、今回これ等の學校に於ては各關係方面と連絡して左の要領により積極的に協力するやう通牒が發せられたから、各方面に於てもこれについて充分力添えを切望する次第である。

一、青年學校・國民學校に製糸機や製繩機がある場合に於ては、放課後もしくは實習時間を利用する等適當の時期を以て呴・糸及び繩の生產作業を行はしめ、これらの製作機械が無い場合に於ては手掻繩の生產作業を行はしめること

二、藁工品の生產を行つてゐる家庭の生徒又は學童については家庭の生產にも協力せしめること

三、學校に於て使用する機械及び原料藁については、市町村農會・市町村產業組合等と連絡の上、機械の借入、藁の受給等を行はしめること

00486

尙ほ年中に於ける火災は取灰、燈明、子供の弄火、炬燵、煙突等に依る失火が主なる原因であつて、其の出火時期は十二月から三月、五月から六月までの間が一番多くなつてゐる。

◆注 意 事 項

一、工場、會社、事業場及病院等に於ては概ね次の事項を嚴守すること

1、火氣取扱主任者を選任すること

2、不寢番の制度を設け、職員退所後は必ず一定時間毎に巡回せしめること（宿直員二名以上とし之を以て不寢番制に代へてもよい）

3、火氣取扱責任の所在を明かにするため「火の元」日誌或は日誌を備へ、責任者各々捺印して其の責任を明かにして置くこと

4、職員の退所に當つては火氣の始末をなした上、火氣取扱主任者に退所する旨届出て退所せしめること

5、油類其の他引火性物品附近に於ては火氣を弄せしめないは勿論、已むを得ない場合は火氣の取扱ひを嚴に行ひ、「火の元」責任者と共に火氣のないことを確かめた上退所せしめること

6、汽罐、浴場、炊事場等火氣取扱ひの場所は火氣のないこと

四、學校に於て生産した藁工品は、市町村產業組合に出荷販賣すること

×

×

×

×

火 氣 に 注 意 ゼ よ

出火の原因は殆ど失火

火災は資財を一朝にして鳥有に歸し、吾人生活を脅かし、社會の鬱蒼を害すること寛に大である。而して昨年中に於ける本縣火災の趨勢は其の度數に、又損害額に於て寛に寒心に堪えず、就中營造物、工場、公用物等の火災の多いのは甚だ遺憾とするところである。

殊に年末には境町、光徳村、安田村の大火灾相次ぎ、之等の原因は何れも失火に起因し、火氣の取扱粗漏と監督者並に當事者の緊張の弛緩せる證左と云ふべく、大東亜戰下益々生產の増強を期し、戰時生活の徹底切なるの秋、實に火氣こそ國力の消長、延いては大東亜戰完遂に至大の影響あるを以て、此の際縣民各位は特に次の事項に留意して失火防止に萬全を期せられるやう望する次第である。

- 1、火氣取扱主任者を選任すること
- 2、不寢番の制度を設け、職員退所後は必ず一定時間毎に巡回せしめること（宿直員二名以上とし之を以て不寢番制に代へてもよい）
- 3、火氣取扱責任の所在を明かにするため「火の元」日誌或は日誌を備へ、責任者各々捺印して其の責任を明かにして置くこと
- 4、職員の退所に當つては火氣の始末をなした上、火氣取扱主任者に退所する旨届出て退所せしめること
- 5、油類其の他引火性物品附近に於ては火氣を弄せしめないは勿論、已むを得ない場合は火氣の取扱ひを嚴に行ひ、「火の元」責任者と共に火氣のないことを確かめた上退所せしめること
- 6、汽罐、浴場、炊事場等火氣取扱ひの場所は火氣のこと
- 7、火氣取扱ヶ所附近には木屑、紙類、布類、藁其の他可燃性物品等は絶対に放置せず整頓せしめること
- 8、乾燥時、大風時等は不寢番の外に警戒員を増強して警戒を厳にすること
- 9、寄宿舎、旅館、湯屋及び其の他に於ては一に準じて實施すること
- 10、又は就寝すること
- 11、外出又は就寝の際は火氣を始末したことを確めた後に外出すること
- 12、火消壺、籠等に接近して薪炭、紙屑、藁其の他可燃性物品を放置せず必ず整頓して置くこと
- 13、取灰は不燃質物品中に入れ絶対に火氣のないことを確めた後でなければ廻置しないこと
- 14、火消壺は堅牢なものを使用すると共に可燃物附近又は破損の虞あるヶ所には絶対に置かないこと
- 15、子供の弄火を嚴に監督すること

00487

◎週報、寫眞週報掲載內容（一月十三日發行）

▼週報

- 國本たるべき農村の確立
- 決戦下の勤労動員——厚生省
- 交戦諸國の労務戦線
- 昭和十七年下半年期總目次
- 大東亜戰爭日誌

- 宮中に參入する汪精衛國民政府主席
- 保衛東亞へ新中國の國軍強化
- 新中國の資源もわが戦力の増強へ
- 東亜各地の大東亜戰爭一周年記念日

▼寫眞週報

- 現地人から技術者を——昭南の現地人養成所
- 南の春場所——サイゴン駐屯部隊の相撲大會
- 隣組の不要品交換會で新調見合せを徹底しませう
- 滿洲へ歸農した拓土の合同結婚式——東京
- 點字を勉強して失明勇士を慰問する女學生

◎行旅死亡人

- 昭和十八年一月十五日印刷
- 昭和十八年一月十五日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行者鳥取市
印刷所鳥取刑務支所
鳥取縣氣高郡大正村大字古海

- 條心當ノ向ハ直接同町長宛照會相成度
- 一本籍住所氏名 不詳、年齡三十歲前後ノ男子
- 二人相其ノ他 身長五尺二、三寸位、死後六箇月以上經過
セル者ト推察セラレ頭部、顔面肉脱落白骨
トナレル爲人相判明セズ
- 三人 十月二十日午前八時頃本町下幌倉官設小田島渡船場下流約五
十間空知川沿岸ニ漂着シアルヲ發見セルモノニシテ本町東四
丁目共同墓地ニ假埋葬ス
- 四 著衣所持品 縞ノ綿シャツニ國防色縞平ズボン足袋地下
足袋十文半ヲ穿ツ
- 五 取扱者 龍川町長
- 北海道氣高郡龍川町長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨有之候